

安全データシート

作成日・改定日

2019年7月31日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

ウルタイトスーパー780M(主剤)
(ポリウレタン系接着剤)

会社名
担当部門

東邦化成工業株式会社
技術部

住所

〒171-0033
東京都豊島区高田2-1-12

電話番号

03-3988-3366

FAX番号

03-3985-6975

推奨用途及び使用上の制限

本物質の主な用途は樹脂コンベヤベルトのエンドレスジョイントの加工をはじめとして、その修理、栈付け、さらに軟質塩ビシート、ポリウレタンシート等の接着に優れた効果を発揮します。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体

区分2

健康に対する有害性

急性毒性(経口)

区分5

急性毒性(吸入:蒸気)

区分5

皮膚腐食性・刺激性

区分2

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

区分2B

特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)

区分1(中枢神経系)

区分2(腎臓)

区分3(麻酔作用、

気道刺激性)

特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)

区分1(中枢神経系、

抹消神経系)

吸人性呼吸器有害性

区分2

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気。
吸入すると有害のおそれ(蒸気)。
飲み込むと有害のおそれ(経口)。
皮膚刺激。
眼刺激。
中枢神経系の障害。
腎臓の障害のおそれ。
呼吸器への刺激のおそれ。
眠気又はめまいのおそれ。
長期又は反復ばく露による中枢神経、抹消神経系の障害。
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ。

注意書き

[安全対策]

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出を避けること。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
静電気放電や火花による引火を防止すること。

[応急処置]

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い場合は医師の診断、手当てを受けること。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合

直ちに汚染された保護衣を脱ぎ、多量の水と石鹼で洗うこと。
保護衣を再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚刺激がある場合は医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。
眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師の診断、手当を受けること、無理に吐かせないこと。

ばく露又はその懸念がある場合

医師の診断、手当を受けること。

[保管]

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

[廃棄]

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物
処理業者に業務委託すること。



3. 組成・成分情報

単一物質、混合物の区別

混合物

化学名

ポリウレタン系接着剤

成分	含有量(%)	化審法	CAS No.
変性ポリウレタン	15.0～20.0	記載あり	記載あり
メチルエチルケトン	60.0～65.0	(2)-542	78-93-3
酢酸エチル	15.0～20.0	(2)-726	141-78-6

4. 応急処置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぐこと。
皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗浄すること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。
眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

予想される急性症状及び遅発性症状

吸入： 咳、めまい、し眠、頭痛、吐き気、咽頭痛、意識喪失、脱力感
皮膚： 皮膚の乾燥、刺激、発赤
眼： 発赤、痛み
飲み込み： 胃腸の刺激、吐き気、嘔吐、下痢
過度のばく露： 麻酔作用、頭痛、めまい、視野狭窄、吐き気、下痢、意識喪失

医師に対する特別注意事項

症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

消火剤	小火災:二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災:散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状水
火災時の特定の危険有害性	極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。 引火性の高い液体及び蒸気。
特定の消火方法	散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。 散水以外の消火剤で消火の効果がでない大きな火災の場合には散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護 (保護具等)	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 保護具及び緊急時措置	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離し、関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	河川等に排出され環境へ影響を起こさないように注意する。
回収、中和	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、覆って密閉できる空容器に回収する。また、吸収したものを集めるときは清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で困って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は蒸気濃度を低下させるが、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。



封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱うとき、用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱及び保管上の注意

[取扱]

技術的な対策
(取扱者のばく露防止、火災爆発の防止など)

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、
保護具を着用する。

局所排気・全体換気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体
換気を行なう。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなど
の取扱いをしてはならない。
眼や皮膚への接触、吸入を避けること。
飲み込まないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」を参照。

[保管]

技術的対策

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板、その他の軽量な
不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
保管場所の床は、床面に水が浸入、又は浸透しない構造とすること。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜を
つけ、かつ、適切なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明
及び換気の設備を設ける。

保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙
酸化剤から離して保管すること。
容器は直射日光や火気を避け、密閉して換気の良い冷暗所で施錠して
保管すること。

混触危険物質

「10. 安定性及び反応性」を参照

容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度		200ppm(メチルエチルケトン、酢酸エチル)
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) 日本産業衛生学会		200ppm(メチルエチルケトン、酢酸エチル)
ACGIH	TLV-TWA	200ppm(メチルエチルケトン) 400ppm(酢酸エチル)
設備対策		<p>静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 作業場には防爆タイプの全体換気装置、局所排気装置を設置すること。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つ為に排気用の換気を行うこと。 高熱工程でヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。</p>
[保護具] 呼吸器の保護具		適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具		適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具		適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型・側板付き普通眼鏡型・ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具		適切な顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策		取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	半透明液体
臭い	特徴的な臭気
pH	データなし
融点・凝固点	-83°C(融点)
沸点	80°C(沸点)
引火点	-4°C(密閉式)
爆発範囲	下限 1.8 vol%、上限 11.5 vol%
蒸気圧	10.5kPa(20°C)



蒸気密度(空気 = 1)	2.41～3.04
比重(密度)	0.80～0.90 (20°C)
溶解度	水: 29g/100ml(メチルエチルケトン) 8g/100ml(酢酸エチル) 可溶: アルコール、ベンゼン、エーテル
オクタノール/水分配係数	log Pow = 0.29(メチルエチルケトン) log Pow = 0.73(酢酸エチル)
自然発火温度	427°C
分解温度	データなし
臭いのしきい(閾)値	データなし
燃焼性(固体、ガス)	データなし
粘度	3000±1000mPa・s(25°C)

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の手扱いは安定である。
危険有害反応可能性	強酸化剤と激しく反応して発火する。 酸化剤との反応により、爆発性過酸化物を生成する。 塩基性物質、還元剤と反応する。 紫外線、酸、塩基の影響下で分解する。
避けるべき条件	加熱
混触危険物質	酸化剤、塩基性物質、還元剤
危険有害な分解生成物	加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	経口 ラット LD ₅₀ 2483～5520mg/kg 経皮 ウサギ LD ₅₀ >5000～8000mg/kg 吸入(蒸気) ラット LC ₅₀ 11700ppm/4h 飲み込むと有害のおそれ(区分5) 吸入すると有害のおそれ(区分5)
------	--



皮膚腐食性・刺激性

ヒトの皮膚にばく露しても刺激性はみられなかったとの記述があるが、ウサギでの皮膚適用試験で軽度又は中等度の刺激性がみられたとの記述がある。
皮膚刺激(区分2)

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

ヒトの蒸気ばく露例で眼に刺激性がみられたとの記述、及びウサギを用いた眼刺激性試験で24時間後の評点の平均値は角膜混濁2.5、結膜発赤2であったが、7日以内にほぼ回復していた。
眼刺激(区分2B)

呼吸器感作性

データなし

皮膚感作性

同じ元文献に基づく接触皮膚炎のみられた1症例の記述があるものの、他に症例報告はなく、Mouse Ear Swelling Testで陰性の記述がある。

生殖細胞変異原性

ほ乳類赤血球を用いる小核試験で陰性の結果がある。

発がん性

EPAでI(inadequate)に分類されている。

生殖毒性

ラットでの吸入ばく露による催奇形性試験では胎児に奇形が認められたとの記述があるが、再試験では化骨遅延・変異がみられたものの奇形は認められていないこと、さらにマウスでの吸入ばく露による催奇形性試験でも仔動物の体重低値と変異がみられたものの奇形は認められていないことから、いずれも最小限な影響である。

**特定標的臓器・全身毒性
(単回ばく露)**

ヒトでの吸入ばく露による試験では中枢神経系への影響はみられなかったとの記述や、time estimation testの結果では対照群との間に統計学的に有意な差はなかったとの記述がある。一方、ラット又はマウスの吸入ばく露試験では比較的低濃度で中枢神経系に影響が認められていることから、標的臓器は中枢神経系と判断される。また、ラットでの中等度用量の経口投与で腎臓に影響がみられたとの記述から、腎臓も標的臓器と判断される。ヒト吸入ばく露例に気道刺激性がみられたとの記述がある。
中枢神経系の障害(区分1)
腎臓の障害のおそれ(区分2)
呼吸器への刺激のおそれ(区分3)

**特定標的臓器・全身毒性
(反復ばく露)**

ヒト職業ばく露例に手及び腕の感覚麻痺がみられたとの記述、職業ばく露例での中枢神経障害を示唆する記述、ならびに中枢神経系に影響がみられた3症例についての記述から、標的臓器は中枢神経系及び末梢神経系と考えられる。
長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系の障害(区分1)

吸引性呼吸器有害性

飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ(区分2)

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性
(メチルエチルケトン)

魚類 ヒメダカ LC₅₀ >100mg/L/96h

(酢酸エチル)

魚類 コイ LC₅₀ 270~333mg/L/48h

甲殻類 オオミジンコ EC₅₀ 164mg/L/48h

バクテリア 低温好塩性発光細菌 EC₅₀ 5870mg/L/0.25h

水生環境慢性有害性
(メチルエチルケトン)

難水溶性ではなく(水溶解度=29g/100ml)、急性毒性が低い

(酢酸エチル)

残留性・分解性: 100% exposure time 28d. 易分解

生体蓄積性: 無(log Kow=0.73)

土壌中における移動性: 高移動性(Koc value: 59)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

陸上規制情報: ARD/RIDの規定に従う。

UN No.: 1993

Proper Shipping Name: FLAMMABLE LIQUID, N.O.S

(contains methyl ethyl ketone, ethyl acetate)

Class: 3

Classification Code: F1

Packing Group: II

Hazard Label: 3

海上規制情報:IMDGの規定に従う。

UN No.: 1993

Proper Shipping Name: FLAMMABLE LIQUID, N.O.S
(contains methyl ethyl ketone, ethyl acetate)

Class: 3

Packing Group: II

Marine Pollutant: Not applicable

航空規制情報:ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う。

Proper Shipping Name: FLAMMABLE LIQUID, N.O.S
(contains methyl ethyl ketone, ethyl acetate)

UN No.: 1993

Class: 3

Packing Group: II

国内規制

陸上規制情報: 消防法の規定に従う。

海上規制情報: 船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報: 航空法の規定に従う。

国連番号: 1993

クラス: 3

容器等級: II

海洋汚染物質: 非該当

特別の安全対策

危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。

危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

移送時にイエローカードの保持が必要。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法 (メチルエチルケトン)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号:第570号)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(施行令第18条)危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

(酢酸エチル)	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号:9-177) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)(政令番号:8) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
海洋汚染防止法 (酢酸エチル)	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
消防法 (メチルエチルケトン)	第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1)
(酢酸エチル)	第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法 (メチルエチルケトン)	引火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
(酢酸エチル)	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法 (メチルエチルケトン)	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
(酢酸エチル)	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
労働基準法 (酢酸エチル)	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)

16. その他の情報

注意

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありませんので、取扱いには十分な注意をお願いします。